

シャローム おおみや

第48号

発行…埼玉県社会保険労務士会 大宮支部 広報部 発行日…2022年1月1日
ホームページアドレス <http://www.sr-omiya.net>

三支部(大宮・浦和・川口)合同研修会

2021年11月10日

(関連記事：5～6頁)



受付で検温



支部対抗ゴルフ大会 大宮支部は3位入賞

2021年11月4日

(関連記事：5頁)

「新年のご挨拶」



支部長 荒川 大輔

新年あけましておめでとうございます。大宮支部の会員の皆様におかれましては、輝かしい新年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

昨年においては、日本国として2度目となる夏季オリンピックTOKYO2020が、パラリンピックとともに開催されました。無観客ではございましたが、連日の日本および世界のアスリートの皆様の活躍により、コロナ禍にあって明るい話題となりました。

さて、大宮支部では、昨年5月7日の総会において、新体制がスタートをいたしました。支部事業の実施、運営におきましては、会員の皆様、各行政および関係団体の皆様に多大なるご支援、ご指導を賜りましたことを心より厚く御礼申し上げます。

定例会・定例研修会では、前期から開始したハイブリット（会場とWebの併用）の形式を継続しております。また、新たな取組みとして三支部（大宮・浦和・川口）合同研修会を開催し、盛況のうち終了いたしました。研修の開催にあたりましては、より広い研修会場を確保し、入場時の検温等、感染症の拡大防止に努めてまいりました。会員の皆様にもご協力をいただきありがとうございました。

また、厚生事業では、昨年11月に行われた支部対抗ゴルフ大会において、わが支部は出場した会員の奮闘により第3位に入賞しました。この時期の開催ではございましたが、大変喜ばしい結果となりました。

本年も、コロナ禍による生活・仕事環境の激変の中、デジタル化の促進が求められております。また、法改正では、4月から労働施策総合推進法（ハラスメント防止法）等によるパワハラ防止措置が中小企業主にも義務化され、育児・介護休業法の改正も段階的に施行されます。さらに、10月からは短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大（短時間労働者を除く被保険者の総数が常時100人を超える事業所）、および常時5人以上の従業員を雇用している土業の個人事業所の強制適用などの施行が予定されています。マイナンバーカードについても、従来の行政サービス以外に昨年10月から健康保険証機能が追加され、令和6年度末までには運転免許証との一体化のほか、社会保障に係る資格（社会保険労務士を含む31職種）等の国家資格の管理の一元化が予定されております。これらの実現により、社会保険労務士には従来より大きな社会的使命を果たすことが求められ、さらなる研鑽が必要となります。

本年も引き続き、新型コロナウイルス等の感染拡大防止対策に努めつつ、デジタル化の推進、法改正等の情報発信を行ってまいります。また、定例会、定例研修会の開催、広報活動その他会員相互の親睦を深める事業等を行ってまいります。

結びにあたり、会員の皆様にとって輝かしく素晴らしい年となることを心よりご祈念申し上げますとともに、大宮支部に昨年と同様のご指導ご鞭撻を賜りますことをお願い申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



「新年のご挨拶」



さいたま労働基準監督署
署 長 松本桂一郎

新年あけましておめでとうございます。皆様には、お健やかに新年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

げます。

荒川支部長様をはじめ、埼玉県社会保険労務士会大宮支部会員の皆様には、日頃から労働基準行政の推進につきまして、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染防止、各種救済措置へご対応いただき感謝申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症により、経済活動が大きく制限され、社会に与える影響は大変大きかったと思われていますが、今年はコロナと共存し

つ社会活動を行っていく時期に来ていると考えられます。

行政では、ウィズコロナ時代に対応した労働環境の整備のため、感染防止対策の推進、働き方改革の実現に向けた取組、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、長時間労働者に対する健康確保、そして、昨年改正された脳・心臓疾患の労災認定基準の周知について取り組んでまいります。

また、今年最終年を迎える「埼玉第13次労働災害防止計画」の目標を達成するために、エイジフレンドリーガイドラインに基づく取組、第三次産業対策、転倒災害・腰痛対策などに取り組んでまいります。

このように様々な課題に行政のみで対応することは困難であり、貴支部会員の皆様の一層のご支援とご協力を賜りたく心よりお願い申し上げます。

結びに、貴支部の益々のご発展と会員の皆様のご活躍とご健勝をご祈念申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

「新年のご挨拶」



大宮公共職業安定所
所 長 渋沢 修一

新年あけましておめでとうございます。

埼玉県社会保険労務士会大宮支部の皆様には、お健

やかに新年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。貴支部におかれましては、荒川支部長様をはじめ会員の皆様には、日頃から当所の業務運営に多大なるご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ハローワークでは、コロナ禍の中、雇用調整助成金や在籍型出向による雇用維持、離職された方の再就職支援、新規学卒者の就職など、ウィズコロナ・ポストコロナ時代に対応した雇用対策に全力で取り組んでいるところです。

このような状況において、職業紹介業務では、

昨年9月に求人者マイページの機能が強化され、ハローワークからオンラインでの職業紹介やハローワークインターネットサービスに掲載された求人者に求職者が直接応募することが可能となったところです。

また、雇用保険業務では、本年1月から、複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者が、そのうち2つの事業所での勤務を合計して適用対象者の要件を満たす場合に、特例的に雇用保険被保険者となることができる「雇用保険マルチジョブホルダー制度」が創設されたところです。

ハローワークでは、これら周知に努めているところですが、社会保険労務士の皆様におかれましては、私共ハローワークと企業の皆様との良き橋渡し役として、一層のお力添え、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、貴支部の益々のご発展と会員の皆様のご健勝、ご活躍をご祈念申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

「新年のご挨拶」



大宮年金事務所

所 長 佐藤 幸夫

新年あけましておめでとうございます。

皆様には、お健やかに新年をお迎えのことと心から

お慶び申し上げます。

また、荒川支部長様をはじめ、大宮支部会員の皆様には、平素から年金事業の運営に深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年一昨年に続き、新型コロナウイルスの影響により仕事や生活環境において数々の制約がありましたが、当機構は「オンラインビジネスモデル実現」の推進としまして、電子申請の利用促進に力を入れて取組み、その結果、令和元年度末で約24%だった利用率が令和3年9月末で約

57%まで進みました。会員の皆様のご支援とご協力に改めて感謝申し上げます。

また本年は、令和2年に成立いたしました「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」の多くの事項について施行される年です。4月には在職老齢年金制度の見直し、10月には被用者保険の適用拡大として新たに100人超規模の企業の短時間労働者の方が対象となるほか、適用事業所の範囲の見直し等が施行されます。

このような制度改正については、企業の方々の理解が不可欠となりますので、今後とも皆様方との連携を密にし、年金事業を進めてまいりたいと考えております。引き続きのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、埼玉県社会保険労務士会大宮支部並びに会員の皆様のご多幸と益々のご発展を心から祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。

大宮支部 新入会員説明会を開催

令和3年11月20日(土) 14時00分～16時30分、大宮ソニックシティ902会議室において、令和3年度新入会員説明会が開催されました。5名の新入会員にご参加いただきました。

支部長挨拶に続き、役員自己紹介・新入会員自己紹介が行われ、社会保険労務士会の組織および政治連盟の存在意義等について支部長より説明された後、支部事務局および各部部长からの連絡・お願い等のお話がありました。

休憩をはさみ、服部明美会員より「登録→開業→顧問先獲得→そしてその後」と題する開業体験談があり、終了時間まで名刺交換と歓談のうち、盛会裏にお開きとなりました。

参加された新入会員の皆様、お疲れさまでした。今後とも、支部の事業等を積極的にご利用ください。皆様のご活躍を期待しております。



開業体験談 服部明美 会員

令和3年度 支部対抗ゴルフ大会開催報告 団体戦3位入賞！

令和3年11月4日(木)、「東松苑ゴルフ倶楽部」において、令和3年度支部対抗ゴルフ大会が開催されました。

当日は天候に恵まれ、とても11月とは思えない暖かさ、絶好のゴルフ日和となりました。

各自集合、プレー終了後は各自解散と、昨年と同様に例年とは違う形式での開催となり、大会終了後の成績発表・パーティーは行われませんでした。

プレーのみでなく、他支部の先生方との久しぶりの交流等、参加された皆様には楽しんでいただけたと思っております。大宮支部からは15名の先生方にご参加いただきました。参加された先生方、お疲れさまでした。

当支部は団体戦で第3位！ 久しぶりの入賞を果たしました。優勝は熊谷支部、準優勝は川口支部でした。

個人戦では、第2位に山下清徳先生、第3位に境野英雄先生、第5位に根津盛紀先生が入賞され、こちらも入賞のラッシュとなりました。入賞された先生方、おめでとうございます！ 来年度も多くの先生方のご参加をお待ちしております。

(厚生部部長 及川浩一郎 記)



令和3年度 第5回定例会、 三支部(大宮・浦和・川口)合同研修会を開催しました



大宮支部 荒川大輔 支部長



浦和支部 菅原芳裕 支部長



川口支部 本間裕康 支部長

令和3年11月10日(水) 13時15分～17時00分、大宮ソニックシティ市民ホールにおいて、令和3年度第5回定例会、および三支部(大宮・浦和・川口)合同研修会が開催されました。

Web(Zoom)併用によるハイブリッド開催で、会場参加者は大宮支部52名、浦和支部10名、川口支部8名。Web参加者は大宮支部60名、浦和支部45名、川口支部28名。合計で203名という非常に多くの会員の皆様にご参加いただきました。

研修会の内容は、弁護士の坂東利国先生をお招きして「同一労働同一賃金の再確認とパワハラ対策の重要ポイント」と題し、講義を行っていただき、講義終了後に個別の質疑応答時間を設けていただきました。

講義の内容は、次頁に掲載いたします。

同一労働同一賃金の再確認と、パワハラ対策の重要ポイント

東京エクセル法律事務所

弁護士 坂東 利国 先生

【同一労働同一賃金の再確認】

I. パートタイム・有期雇用労働法 8 条・9 条

- (1) 判断要素として、①業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度、②当該職務の内容及び配置の変更の範囲、③その他の事情、の3つがある。
- (2) 法 8 条(不合理な待遇差の禁止):待遇の性質・目的に照らして適切と認められるものを考慮し、不合理と認められる相違を設けてはならない。③その他の事情の解釈により、比較的緩やかな規定といえる。
- (3) 法 9 条(差別的取扱いの禁止):①と②が共に同じと見込まれる場合は、短時間・有期雇用労働者であることを理由として差別的取扱いをしてはならない。基本的に、全待遇を同一にすべきという厳しい規定。
- (4) 違反の場合は、不合理な待遇差・差別的取扱いの定めは無効、不法行為(民法709条)として損害賠償請求の対象となる。また、報告徴収等の対象となるが(法18条1項)、罰則はない。

II. 均衡待遇に関する最高裁判例

(旧労契法20条の解釈・考え方より)

不合理かどうかの判断は、①有期雇用労働者と無期雇用労働者との労働条件の相違が不合理と評価できるか(長澤運輸・ハマキョウレックス)、②比較対象とする無期雇用労働者の労働条件と当該有期雇用労働者の労働条件による(メトロコマース・大阪医科薬科大学)、③個々の労働条件の趣旨を個別に考慮すべき(日本郵便:佐賀・東京)、④賃金に関する相違については、賃金総額(年収)のみの比較ではなく、当該賃金項目を個別に考慮すべき(長澤運輸)、としている。

III. 同一労働同一賃金ガイドラインの確認

(労働条件ごとのグループ分け)

①使用者の裁量の幅が広い(正社員人材の確保・定着を強調できる)→基本給・賞与・退職金、私傷病休職、②使用者の裁量が認められる→扶養手当・住居手当、有給の病気休暇、③使用者の裁量の幅が限られる(正社員人材の確保・定着を強調しにくい)→作業手当、精皆勤手当・無事故手当、食事手当、通勤手当、特別有給休暇、割増率の上乗せ



【パワハラ対策の重要ポイント】

I. ハラスメント対策の必要性

- (1) ブラックなハラスメントとは、不法行為、人格権や性的自由等の侵害であり、パワハラ、セクハラ、マタハラ、パタハラ、ケアハラなど、業務上の必要性または社会通念上の相当性を欠き、働く上で見過ごせない支障が生じる言動のこと。人的損失、企業の評判・評価の低下リスク、法的リスクを負う。
- (2) 行為者にはハラスメントの意図・意識がなく、その言動もブラックなハラスメントと断言できないが、行為の受け手や周囲がハラスメント等であると感ずるグレーゾーン。放置すると、①ブラックなハラスメントに発展、②上司や事業主に対する信頼の失墜、③受け手のメンタル不調、④優秀な人材の流出、⑤Me Tooによる類似事態続発の可能性がある。

II. ハラスメントに関する法令の定め等

- (1) 事業主の雇用管理上の措置義務として、男女雇用機会均等法11条・11条の2、育児・介護休業法25条、労働施策総合推進法30条の2が定められている。
- (2) 雇用管理上の措置に関する指針として、①セクハラ措置指針、②マタハラ措置指針、③育児指針、パワハラ措置指針がある。
- (3) 使用者は、労働契約に付随する信義則上の義務として、安全配慮義務・職場環境配慮義務を負う。
- (4) 不利益取扱いの禁止、是正勧告、企業名公表

III. ハラスメントまとめ

- (1) 部下を指導すべき立場にある者は、「拒否されなかったから許されると思っていた」は通用しない。
- (2) ブラックなハラスメントに該当しなければ問題ないとは思ってはいけない。
- (3) ハラスメントの程度には段階があり、より良い職場環境を維持するためには、グレーゾーンでも相談しやすい職場環境が重要。
- (4) 自主解決の努力を怠らない。特効薬はない(特にグレーゾーン)ので、リスクマネジメントが重要。

相談員をご利用ください

埼玉県会では、各支部に相談員を置き、社労士としての公共的使命と職責の重要性から、その本分に反することのないよう、会員の業務上の悩みや相談に応じ、指導助言に当たることとしています。

大宮支部では、副支部長の3名が相談員を担当しています。一人で悩まず、気軽に相談してください。

原島 好朗 メール mb270134-8632@tbu.t-com.ne.jp

山口恵美子 メール yama-408@tbn.t-com.ne.jp

中嶋 禎 電話 048-688-8911

新入会員紹介

開 業

瀬川賢一郎 2021年5月1日
瀬川社会保険労務士事務所

有賀 長宇 2021年6月15日
大木経営労務事務所

足立 俊明 2021年7月15日
あだちヒューマンアドバイス

砂川 裕太 2021年8月1日
砂川社会保険労務士事務所

野口 和美 2021年8月1日
野口社会保険労務士事務所

木村 光晴 2021年9月15日
MK社会保険労務士事務所

小川 紀子 2021年10月1日
紅薔薇社会保険労務士事務所

遠藤 裕子 2021年10月1日
遠藤社会保険労務士事務所

徳永 徹 2021年10月1日
徳永社会保険労務士事務所

勤 務 等

渡邊守比呂 2021年5月1日

田邊 貴彦 2021年6月1日

田辺真由美 2021年8月1日

大熊 篤 2021年10月15日

高橋 浩司 2021年11月1日

※開業、勤務等、法人社員間の異動も含みます。

行 事 予 定

1 月

12日 埼玉会 賀詞交歓会
18日 大宮支部 新春講演会
29日 東京下町散歩 XI

2 月

18日 定例会
19日 県会主催 支部対抗ボウリング大会

3 月

16日 定例会
19日 県会主催 ハイキング

5 月

10日 大宮支部通常総会

※開催時期等は諸事情により変更する場合があります。

* 新着情報満載 *

大宮支部HPをご利用ください。

ホームページ <http://www.sr-omiya.net>

本号に関する感想、意見等は支部宛にメールでお寄せください。
次号の参考にいたします。

大宮支部 E-mail: info@sr-omiya.net



同好会紹介

ボウリング同好会

メンタルが重視されるスポーツの一つともいわれていますが、その一方で比較的手軽にできるスポーツでもあります。

ボウリング同好会では、仲間との親睦を深めることと、日頃のストレスを少しでも発散することを目的としております。

随時、仲間を募集しております。



ソフトボール同好会

当同好会は、毎年開催される、埼玉県会主催の支部対抗大会での勝利を目標に活動しております。練習のみならず、決起大会等の飲み会、他支部との交流試合も行い、親睦を深めております。運動不足の解消、ストレス発散もできます。

応援をしてくださる方を含め、皆様のご参加を心よりお待ちしております。



ゴルフ同好会

ゴルフ同好会は、多いときで年6回コンペに参加します。

春と秋の支部コンペ、県会の支部対抗コンペ、弁護士・税理士・社労士の三士業の友好コンペです。各自、時間を見つけてレベルアップを図っています。

お客様とのコミュニケーションツールとしてもゴルフは有効です。

仕事と健康のため、多くの方の参加をお待ちしています。



旅行ハイキング倶楽部

当同好会は、東京下町散歩、花見、旅行等を実施いたしております。行事では先輩・後輩等の垣根なくいろいろな方と仲間になれます。ぜひ、お気軽にご参加ください。



同好会への加入申込み及び問い合わせは「大宮支部事務所」へ

編集後記

新たな取組みとして各支部からも注目された三支部(大宮・浦和・川口)合同研修会については、各支部長のお写真や研修会における坂東先生の講義内容などを交え可能な限り詳細に掲載させていただきました。

また、団体戦で大宮支部が3位入賞を果たした支部対抗ゴルフ大会についても、参加された先生方の笑顔の集合写真を載せておりますので、ぜひご覧ください。今後も会員の皆様にさまざまな話題を提供できるよう鋭意努めてまいりますので、よろしくお願いします。(T・O)

ひと宮

緊急事態宣言が解除されたので友人3人と久々に会食しました。まずは乾杯、と始まり、以前はワインを何本も空けるような酒豪ぞろいのメンバーでしたが、この日はそれぞれがワイングラスに2～3杯。コロナ禍で飲む機会も減り、すっかり酒量も落ちたようでした。ほぼ2年ぶりの再会でしたのでそれぞれの近況報告など積もる話に花が咲き、制限の2時間はあっという間に過ぎてしまいました。

リモートワークが当たり前のようになり、飲み会もオンラインでできるようになりましたが、やはり対面での語らいは画面を通しての会話では味わえない心地よさがあります。第6波が到来すると言われていますが何とかこのまま収束し、日常が戻ってくることを願ってやみません。(Y・I)